

<TCK カード会員・TCK プレミアムカード会員規約>

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、特別区競馬組合（以下「当組合」といいます。）が、TCK ポイント及びキャッシュレス投票（以下「本サービス」といいます。）を運営・提供するにあたって、そのサービス内容及利用条件を定めるものです。

(適用範囲)

第2条 本サービスについては、他に特別な定めがある場合のほか、この規約の定めるところによります。

(用語の定義)

第3条 この規約で使用する用語の定義は、次に定めるところによります。

- 「TCK ポイント」とは、第34条から第40条までに規定するサービスをいい、単位の呼称は「ポイント」とします。
- 「カード会員」とは、TCK ポイント機能を有した TCK カードの会員をいい、カード会員に入会希望者を含めたものを「カード会員等」といいます。
- 「プレミアムカード会員」とは、TCK ポイント機能及びキャッシュレス投票機能を有した TCK プレミアムカードの会員をいい、プレミアムカード会員に入会希望者を含めたものを「プレミアムカード会員等」といいます。
- 「会員」とは、カード会員及びプレミアムカード会員を総称したものをいい、会員に入会希望者を含めたものを「会員等」といいます。
- 「会員カード」とは、「TCK カード」及び「TCK プレミアムカード」を総称したものをいいます。
- 「本人特定事項」とは、氏名、性別、生年月日及びその他の登録事項をいいます。
- 「ポイント対応端末」とは、TCK ポイントに対応する端末をいいます。
- 「主催者」とは、競馬法（昭和23年法律第158号）第1条に規定する主催者をいいます。
- 「電子マネー」とは、キャッシュレス投票管理サーバに電磁的に記録される金銭的価値をいいます。
- 「投票専用電子マネー」とは、当組合所定の方法で入金した電子マネーをいいます。
- 「精算可能電子マネー」とは、キャッシュレス投票により購入した勝馬投票券にかかると第14号で定める払戻金及び第15号で定める返還金であって、その投票で使用された TCK プレミアムカードに電子マネーにより交付し、又は返還するものをいいます。
- 「CL 対応端末」とは、キャッシュレス投票に対応する端末をいいます。
- 「暗証番号」とは、会員がポイント対応端末又は CL 対応端末を使用する際の各認証に用いる文字、符号をいいます。
- 「払戻金」とは、競馬法第8条から第10条（同法第22条において準用する場合を含みます。）までの規定による払戻金をいいます。
- 「返還金」とは、競馬法第12条第6項（同法第22条において準用する場合を含みます。）の規定による返還金をいいます。

(運営)

第4条 本サービスは、当組合が運営します。

2 当組合は本サービスの運営等の一部について、第三者に委託する場合があります。

(規約の変更)

第5条 当組合は、一定の予告期間を設けて会員に通知した場合は、この規約の全部又は一部を変更することができるものとします。なお、予告期間内に退会の手続をしない場合は、会員は、その変更を承諾したものとみなします。

第2章 入会及び退会等

(会員資格の条件)

第6条 会員は、この規約を確認し、これらを遵守することに同意した方とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する方は、会員になることはできません。

- 20歳未満の方
- 精神の機能の障害により勝馬投票券を適正に購入するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方又は破産者で復権を得ない方
- 禁錮以上の刑に処せられた方又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられた方
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある方
- 他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある方
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
- 法人
- この規約の違反により除名処分を受けたことがある方
- その他当組合が会員として不適正であると判断した方

(入会)

第7条 入会希望者は、当組合所定の手続（以下「入会手続」といいます。）を行うことにより、会員と

なります。

2 入会金及び会費は無料とします。

3 キャッシュレス投票を行うことができる指定席の利用料については、別に定めるところによります。（TCK カードの発行）

第8条 当組合は、カード会員への入会希望者に対し、その希望に応じて TCK カードを発行して貸与します。

2 TCK カードの発行は、会員1名につき1枚のみとなります。

3 TCK カードの発行手数料として100円をご負担いただきます。

4 「Suica」、〔PASMO〕、〔FeliCa 内蔵端末〕をお持ちの方は、それらを TCK カードとしてご利用いただくことができます。その場合、発行手数料はかかりません。（TCK プレミアムカードの発行）

第9条 当組合は、プレミアムカード会員への入会希望者に対し、TCK プレミアムカードを発行して貸与します。

2 TCK プレミアムカードの発行は、会員1名につき1枚のみとなります。

3 TCK プレミアムカードの発行手数料は無料とします。

(暗証番号)

第10条 会員は、当組合所定の方法で暗証番号を登録します。

2 暗証番号の変更を希望する場合は、当組合所定の手続を行うことにより、暗証番号を変更することができます。

(退会)

第11条 退会を希望する会員は、当組合所定の手続（以下「退会手続」といいます。）を行い、その手続の完了をもって、退会となります。

2 前項の規定により退会された方は、会員カードに関する一切の権利を行使することができません。（除名等）

第12条 当組合は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、会員から除名し、又は本サービスの利用を一時停止することができるものとします。

- 入会手続に係る書類に虚偽の記載をして提出したことが判明した場合
- 第6条の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- 第23条の各号のいずれかの行為をしたと当組合が判断した場合
- この規約に違反した場合

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、次に掲げる事由により、その資格を失います。

- 退会又は除名
- 死亡
- 当組合による本サービスの廃止

(会員カードの返還)

第14条 会員は、その資格を喪失した場合、当組合が貸与した会員カードを速やかに返還しなければなりません。ただし、会員ご自身が所有する「Suica」、〔PASMO〕、〔FeliCa 内蔵端末〕を TCK カードとして利用している場合は返還する必要はありません。

第3章 利用範囲等

(利用範囲)

第15条 会員は、ポイント対応端末及び CL 対応端末が導入されている競馬場又は場外設備に限り、本サービスを利用することができます。

(自己責任の原則)

第16条 会員は、本サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について一切の責任を負わなければなりません。

2 会員は、本サービスの利用に関して、お問い合わせ、苦情の申し出その他の意見又は紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決しなければなりません。

3 会員は、本サービスを利用してなされた行為により、第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。

(会員カードの管理)

第17条 会員は、善良な管理者の注意をもって、会員カード及び暗証番号の保管及び管理をしなければなりません。

(会員カードの提示)

第18条 会員は、本サービスを利用する際に当組合が求めた場合は、会員カードを提示しなければなりません。

(会員カードの再発行)

第19条 会員は、紛失、盗難、汚損その他の事由により、会員カードを使用することができなくなった場合は、速やかに当組合所定の手続を行わなければなりません。

2 会員は、前項の手続を行うことにより、会員カードの再発行を受けることができます。

3 会員は、会員カードを紛失、盗難その他の事由により、当組合に損害が生じた場合は、当組合に対しその損害を賠償しなければなりません。

4 会員カードの再発行には、その事由により手数料をお支払いいただく場合があります。

(会員資格の譲渡の禁止等)

第20条 会員は、その資格を第三者に譲渡又は貸与することはできません。

2 会員は、その資格に質権、譲渡担保権その他の権利を設定することはできません。（変更の届出）

第21条 会員は、本人特定事項その他届出事項に変更があった場合は、速やかに当組合所定の手続を行わなければなりません。（異議申立て）

第22条 会員は、本サービスの利用について異議がある場合は、その利用した日から60日以内であれば当組合に異議を申し立てることができます。

(禁止事項)

第23条 会員は、本サービスの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはなりません。

- 会員カードの偽造若しくは変造又は不正に作成された会員カードの使用
- 他の会員、主催者又は当組合に迷惑、不利益又は損害を与える行為
- 他の会員、主催者又は当組合に対する差別又は誹謗中傷
- 他の会員、主催者又は当組合の名誉又は信用を毀損する行為
- 当組合、主催者又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- 当組合、主催者又は第三者にります行為
- 本サービスの運用に支障を与える行為
- その他法令又は公序良俗に違反する行為
- 前号のほか、周辺地域の環境保全に支障を及ぼす行為
- 前各号のいずれかの行為を援助又は助長する行為
- 前各号のいずれかの行為をするおそれがある行為

第4章 運営

(本サービスの内容変更等)

第24条 当組合は、事前に会員に通知することなく、本サービスの内容又は名称を変更することができます。

2 当組合は、本サービスの提供に関して個別に規定を設けることができ、その規定に基づき個別の料金を会員に求めることができるものとします。（本サービスの一時停止）

第25条 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会員に通知することなく本サービスを一時停止することができます。

- 設備の点検、保守又は改修を緊急に行う場合
- 天災、火災、停電その他の事由により本サービスの提供ができなくなった場合
- 運用上又は技術上の理由により本サービスの一時的な中断が必要であると当組合が判断した場合
- 競走の中止又は順延により本サービスの提供ができなくなった場合

(本サービスの廃止)

第26条 当組合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。この場合、その廃止する日の3か月前までにその旨を会員に通知します。

(免責事項)

第27条 当組合は、次に掲げる場合は、一切の責任を負いません。

- 第19条第1項に規定する事由の如何にかかわらず、第三者が会員カードを用いてなされた行為により、会員又はその第三者以外の者に損害を与えた場合
- 第25条に規定する本サービスの一時的な中断により、会員に損害が生じた場合
- 本サービスの提供により、会員又は第三者に損害が生じた場合
- 本サービスを利用したこと又は本サービスを利用できなかったことにより、会員に損害が生じた場合
- 賞品・特典等の第三者による不正な受け取り、配送遅延、紛失又は盗難により、会員に損害が生じた場合
- その他会員がこの規約に違反したことにより、会員又は第三者に損害が生じた場合

第5章 個人情報

(個人情報の収集)

第28条 当組合は、会員等の個人情報の保護に必要な措置を講じうえて、次に掲げる個人情報を収集します。

- 本人特定事項
- 前号のほか、入会手続又は退会手続に際して会員等が提出した書類に記載された事項や本人確認書類等

(個人情報の利用)

第29条 収集した個人情報は、次に掲げる利用目的を達成するために必要な範囲で利用します。

- 会員カードの発行
- 各種サービスの提供・案内等
- 会員等からのお問い合わせやご要望等への対応
- 各種サービスの利用動向等の確認、統計的資料の作成

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、収集した個人情報を利用目的の

範囲を超えて利用し、又は当組合以外の者に提供することがあります。

- (1) 会員等の同意がある場合
 - (2) 法令に定めがある場合
 - (3) 個人の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ない」と認められる場合
 - (4) その他当組合が特に必要であると認めた場合
(自己情報の開示、訂正及び利用の中止)
- 第30条 会員等は、当組合所定の方法により、当組合に対して、当組合が保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- 2 会員等は、当組合が保有する自己に関する個人情報に誤り又は不正確な内容があることが判明した場合は、当組合所定の方法により、当組合に対して、当該情報を訂正するよう請求することができます。
- 3 会員等は、前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当組合所定の方法により、当組合に対して、当該情報の利用又は提供を中止するよう請求することができます。
(第三者への業務委託)

第31条 当組合は、次に掲げる業務を第三者に委託する場合があります。この場合、会員等の個人情報の保護に必要な措置を講じたうえで行うものとします。

- (1) 個人情報のデータの入力に関する業務
- (2) キャッシュレス投票会員管理サーバの保守に関する業務
- (3) CL対応端末を利用して勝馬投票券の購入に伴う集計に関する業務
- (4) TCKポイントサービスのサーバ・データベース・ポイント対応端末の管理に関する業務
- (5) 当組合からの各種案内・キャンペーン等の実施に関する業務
- (6) 会員等の入会・退会・お問い合わせ等の窓口対応に関する業務

(個人情報の取扱いに関する不同意)

第32条 当組合は、会員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、入会を断り、又は退会手続をすることがあります。

- (1) 入会手続に必要な事項の記載を希望しない場合
- (2) 本章に定める個人情報の取扱いについて承諾しない場合
(保存期間)

第33条 当組合は、次に掲げる会員等の個人情報を、その期間保存します。

- (1) カード会員は、会員資格を喪失した日から1年間
 - (2) プレミアムカード会員は、会員資格を喪失した日から5年間
- 2 当組合は、前項の期間が経過した場合は、個人情報の廃棄又は消去をします。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならない場合は、その規定する期間保存します。

第6章 TCKポイントサービス

(TCKポイントの取得等)

第34条 会員は、次に掲げる場合は、ポイント対応端末に会員カードを読み込ませることによりTCKポイントを取得することができます。

- (1) 大井競馬開催日、場外発売日等の来場時
- (2) 各種指定席の利用時
- (3) 前各号のほか、当組合が指定するサービスを利用した場合

2 TCKポイントの取得比率は、別に定めるところによります。

(TCKポイントの取消等)

第35条 当組合は、会員がこの規約に違反した場合は、事前に会員に通知又は催告することなく、次に掲げる措置を講じることができるものとします。

- (1) TCKポイントの全部又は一部の取消し
- (2) TCKポイントの取得又は利用の停止

(TCKポイントの有効期限)

第36条 TCKポイントの有効期限は、TCKポイントの最終取得日から1年後の同月末日とします。
(TCKポイントの失効)

第37条 会員資格を喪失した場合は、直ちにTCKポイントに関する一切の権利を失います。

(TCKポイントの制限事項)

第38条 会員は、次に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 他の会員又は第三者へのTCKポイントの譲渡
- (2) 他の会員が所有するTCKポイントとの合算
- (3) 同一人物が所有するTCKカードとTCKプレミアムカードの重複使用
- (4) TCKポイントの換金
- (5) TCKポイントと他の事業者が付与するポイントサービスとの交換
- (6) TCKポイントのサービス・賞品・特典等との交換の取消し
(TCKポイントの賞品・特典)

第39条 TCKポイントの賞品・特典への交換方法・交換比率は、別に定めるところによります。

2 TCKポイントの賞品・特典の内容については、予告なく変更・中止する場合があります。

(TCKポイントに関する免責事項)

第40条 当組合は、次に掲げるものについて、一切の保証をいたしません。

- (1) 黙示・明示を問わずTCKポイントのサービスにかかる一切の保証
- (2) 当組合が会員に提供するTCKポイントの賞品・特典等の品質の保証
- (3) TCKポイントの情報の完全性・正確性・有用性の保証

(4) TCKポイントに関するサービスの配信・配送で不具合が生じた場合の保証

(5) TCKポイントサービスの予告なしの変更・中断・遅延・停止・終了により会員に生じたあらゆる種類の間接的損害、特別損害、付随的損害、その他派生的損害(逸失利益を含む)に関する保証

第7章 キャッシュレス投票

(入金)

第41条 プレミアムカード会員は、当組合所定の方法で、現金を投票専用電子マネーとして入金することができます。

2 前項の規定による入金は、10円を単位とします。

(勝馬投票券の購入)

第42条 プレミアムカード会員は、CL対応端末でTCKプレミアムカードの認証を受けた場合は、投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーで勝馬投票券を購入することができます。

2 前項の規定による勝馬投票券の購入は、100円を単位とし、投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーの残高の合計を限度とします。

3 勝馬投票券の購入は、投票専用電子マネーを優先し、投票専用電子マネーの残高が不足する場合は、精算可能電子マネーを利用するものとします。

4 勝馬投票券1枚あたりの購入上限額は、50万円とします。

5 勝馬投票券の購入1回あたりの上限枚数は、150枚とします。

6 TCKプレミアムカード1枚あたりの1日の勝馬投票券の購入上限枚数は、2,000枚とします。

(投票の成立)

第43条 投票の成立については、次のとおり取り扱うものとします。

(1) CL対応端末を利用して勝馬投票券の購入を行う投票は、投票確認画面においてTCKプレミアムカードの会員ID(カード会員を識別するための文字、記号その他の符合又はこれらの結合をいいます。)と暗証番号が合致し、かつ所定の条件を満たした投票が集計装置に合算されたときに成立するものとします。

(2) 前号の規定により投票が成立したときは、その購入結果をCL対応端末に通知するものとします。なお、この通知が通信異常、CL対応端末の故障その他の理由によりCL対応端末に到達しなかった場合であっても、その投票は成立しているものとします。

(3) 成立した投票は、解除又は変更することはできません。

(払戻金及び返還金)

第44条 払戻金及び返還金は、精算可能電子マネーの残高に加算されます。

(電子マネー残高の確認)

第45条 プレミアムカード会員は、CL対応端末で投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーの残高を確認することができます。

(購入履歴の閲覧)

第46条 プレミアムカード会員は、CL対応端末で投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーによる購入の履歴を閲覧することができます。

2 前項の規定による閲覧の期間は、その購入から60日間とします。

(電子マネーの有効期間)

第47条 投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーの有効期間は、最後の利用から10年間とします。

2 前項の有効期間を超えた投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーは、当組合が、関係法令に基づき処理します。

(電子マネーの制限事項)

第48条 投票専用電子マネーは現金に交換できません。ただし、第50条に規定する返還の場合は、交換できるものとします。

(電子マネーの精算)

第49条 プレミアムカード会員は、当組合所定の方法で、精算可能電子マネーを現金に交換することができます。

2 前項の規定による交換は、10円を単位とし、精算可能電子マネーの残高を限度とします。

(電子マネーの返還)

第50条 会員資格を喪失した方又はその代理人は、当組合に対して、投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーの返還を請求することができます。

2 キャッシュレス投票サービスを廃止した場合は、プレミアムカード会員は、当組合に対して、投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーの返還を請求することができます。

3 前2項の規定による返還は、投票専用電子マネー及び精算可能電子マネーの残高の合計を限度とします。

第8章 その他

(管轄裁判所)

第51条 会員等もしくは会員であった方と当組合との間で生じた問題が解決しない場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和6年3月18日より施行します。

<TCKハロンサービスのご案内>

TCKハロンとは、株式会社東京プロパティサービス(以下「当社」という。)が運営するポイントサービス事業であり、TCKプレミアムカード会員による勝馬投票券の購入時【注：第1】に取得できるポイントの名称です。TCKハロンを貯めると、以下の条件により投票専用電子マネー等と交換することができます。

第1 特別区競馬組合(以下「組合」といいます。)が定めるTCKプレミアムカード会員(以下「プレミアムカード会員」といいます。)は、次に掲げる場合は、TCKハロンを取得することができます。

(1) キャッシュレス投票に対応する端末においてTCKプレミアムカードにより勝馬投票券を購入した場合(その勝馬投票券の投票が、返還等により無効となった場合を除きます。)

(2) 前号のほか、当社が指定するサービスを利用した場合

2 TCKハロンの取得対象となる競走及び式別は、別に定めるところによります。

3 TCKハロンの取得比率は、別に定めるところによります。

(TCKハロンの交換)

第2 プレミアムカード会員は、当社所定の方法により、取得したTCKハロンを、投票専用電子マネーもしくはTCKポイントと交換することができます。

2 前項の規定による交換比率・期間その他の条件は、別に定めるところによります。

(TCKハロンの取消等)

第3 当社は、プレミアムカード会員が、組合が定めるTCKカード会員・TCKプレミアムカード会員規約に違反した場合は、事前にプレミアムカード会員に通知又は催告することなく、次に掲げる措置を講じることができます。

(1) TCKハロンの全部又は一部の取消し

(2) TCKハロンの取得又は利用の停止

(TCKハロンの有効期限)

第4 TCKハロンの有効期限は、TCKハロンの最終取得日から1年後の同月末日とします。

(TCKハロンの失効)

第5 プレミアムカード会員資格を喪失した場合は、直ちにTCKハロンに関する一切の権利を失います。

(TCKハロンの制限事項)

第6 プレミアムカード会員は、次に該当する行為を行うことはできません。

- (1) 他のプレミアムカード会員又は第三者へのTCKハロンの譲渡
- (2) 他のプレミアムカード会員が所有するTCKハロンとの合算
- (3) TCKハロンの換金
- (4) TCKハロンの投票専用電子マネーもしくはTCKポイントとの交換の取消し

株式会社東京プロパティサービス

